

昭和二十九年法律第八百八号

軍事郵便貯金等特別処理法

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、軍事郵便貯金、軍事郵便為替、外地郵便貯金、外地郵便為替、外地郵便振替、外地郵便貯金等の特別処理に關し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、左の各号に掲げる用語は、当該各号に定める定義に従うものとする。

一 「軍事郵便貯金」とは、旧野戰郵便局又は旧海軍用郵便所で預入された郵便貯金をいう。

二 「軍事郵便為替」とは、旧野戰郵便局又は旧海軍用郵便所に振出の請求があつた郵便為替をいう。

三 「外地郵便貯金」とは、旧外地等にあつた郵便局で預入された郵便貯金をいう。

四 「外地郵便為替」とは、旧外地等にあつた郵便局に振出の請求があつた郵便為替をい

う。

五 「外地郵便振替貯金」とは、旧外地等にあつた郵便局で払い込まれた郵便振替貯金の払込金(口座に受け入れられたものを含む)をいう。

六 「旧外地等」とは、朝鮮、台湾、閩東州、樺太、千島列島、南洋群島、小笠原諸島、硫黄列島、硫黃鳥島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)をい

(軍事郵便貯金の換算)

第三条 昭和二十年八月十六日以後預入された軍事郵便貯金の現在高(この法律の施行前に本邦にある郵便局で払いもどしがあつた軍事郵便貯金については、その払いもどし前の現在高)の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額とする。

一 表示金額千五百円までの部分につき 別表甲欄に掲げる換算率

二 表示金額千五百円までの部分につき 別表乙欄に掲げる換算率

三 表示金額千五百円をこえる部分のうち、別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が三千五百円をこえることとなる部分につき 別表丙欄に掲げる換算率

別表丙欄に掲げる換算率

(軍事郵便為替の換算)

第四条 昭和二十年八月十六日以後振出の請求があつた軍事郵便為替の金額(この法律の施行前に本邦にある郵便局で払渡があつた軍事郵便為替については、その払渡前の金額)は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額千円までの部分につき 別表甲欄に掲げる換算率

二 表示金額千円をこえる部分につき 別表乙欄に掲げる換算率

(外地郵便貯金の換算)

第五条 昭和二十年十月一日以後預入された外地郵便貯金の現在高の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額を別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円となるまでの部分につき 別表丙欄に掲げる換算率

(外地郵便為替の換算)

第六条 昭和二十年十月一日以後振出の請求があつた外地郵便為替の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額が五千円をこえることとなる部分につき 別表丙欄に掲げる換算率

(外地郵便振替貯金の換算)

第七条 昭和二十年十月一日以後払い込まれた外地郵便振替貯金(口座に受け入れられたものは、その現在高)の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額千円までの部分につき 別表甲欄に掲げる換算率

二 表示金額千円をこえる部分につき 別表乙欄に掲げる換算率

(外債郵便振替貯金の換算)

第八条 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の貯金通帳によつては、払戻証書による全部払戻しの取扱いを除いて、貯金の預入及び払戻しの取扱いをしない。

附 則 (平成三十一年六月八日法律第四一號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(一) 第三条の改正規定(「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める部分を除く)、第十六条第二項の改正規定(第九条第一項の改正規定、第十条の改正規定、第十三条第一項の改正規定、第十四条第二項の改正規定及び同

規定期、第十五条の改正規定、第十六条第一項の改正規定並びに第三十二条の次に一条を加える改正規定並びに附則第二条第三項の改正規定並びに附則第三条、第十二条(郵政

運輸省)の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る)、第十九条第五条、第十三条第六条、第十三条第二項及び第十四条第二項、第十三条第二十六条第二項及び第十三条第四十四条の規定

第一項の改正規定(「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第一百一号)」に改める部分を除く)及び第十三条の規定

第二項の改正規定(「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第一百一号)」に改める部分を除く)及び第十三条の規定

第三項の改正規定(「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第一百一号)」に改める部分を除く)及び第十三条の規定

第四項の改正規定並びに附則第四条から第十四条までの改正規定並びに附則第五条から第十七条までの改正規定並びに附則第六条から第十八条までの改正規定並びに附則第七条から第十九条までの改正規定並びに附則第八条から第二十条までの改正規定並びに附則第十一条から第二十二条までの改正規定並びに附則第十三条から第二十四条までの改正規定並びに附則第十五条から第二十六条までの改正規定並びに附則第十七条から第二十八条までの改正規定並びに附則第十九条から第二十条までの改正規定並びに附則第二十一条から第二十二条までの改正規定並びに附則第二十三条から第二十四条までの改正規定並びに附則第二十五条から第二十六条までの改正規定並びに附則第二十七条から第二十八条までの改正規定並びに附則第二十九条から第二十条までの改正規定並びに附則第三十一条から第二十二条までの改正規定並びに附則第三十三条から第二十四条までの改正規定並びに附則第三十五条から第二十六条までの改正規定並びに附則第三十七条から第二十八条までの改正規定並びに附則第三十九条から第二十条までの改正規定並びに附則第四十一条から第二十二条までの改正規定並びに附則第四十三条から第二十四条までの改正規定並びに附則第四十五条から第二十六条までの改正規定並びに附則第四十七条から第二十八条までの改正規定並びに附則第四十九条から第二十条までの改正規定並びに附則第五十一条から第二十二条までの改正規定並びに附則第五十三条から第二十四条までの改正規定並びに附則第五十五条から第二十六条までの改正規定並びに附則第五十七条から第二十八条までの改正規定並びに附則第五十九条から第二十条までの改正規定並びに附則第六十一条から第二十二条までの改正規定並びに附則第六十三条から第二十四条までの改正規定並びに附則第六十五条から第二十六条までの改正規定並びに附則第六十七条から第二十八条までの改正規定並びに附則第六十九条から第二十条までの改正規定並びに附則第七十一条から第二十二条までの改正規定並びに附則第七十三条から第二十四条までの改正規定並びに附則第七十五条から第二十六条までの改正規定並びに附則第七十七条から第二十八条までの改正規定並びに附則第七十九条から第二十条までの改正規定並びに附則第八十一条から第二十二条までの改正規定並びに附則第八十三条から第二十四条までの改正規定並びに附則第八十五条から第二十六条までの改正規定並びに附則第八十七条から第二十八条までの改正規定並びに附則第八十九条から第二十条までの改正規定並びに附則第九十一条から第二十二条までの改正規定並びに附則第九十三条から第二十四条までの改正規定並びに附則第九十五条から第二十六条までの改正規定並びに附則第九十七条から第二十八条までの改正規定並びに附則第九十九条から第二十条までの改正規定並びに附則第一百一一条から第二十二条までの改正規定並びに附則第一百三十三条から第二十四条までの改正規定並びに附則第一百五十五条から第二十六条までの改正規定並びに附則第一百七十七条から第二十八条までの改正規定並びに附則第一百九十九条から第二十条までの改正規定並びに附則第二百一十七条から第二十二条までの改正規定並びに附則第二百三十七条から第二十四条までの改正規定並びに附則第二百五十七条から第二十六条までの改正規定並びに附則第二百七十七条から第二十八条までの改正規定並びに附則第二百九十七条から第二十条までの改正規定並びに附則第三百一十七条から第二十二条までの改正規定並びに附則第三百三十七条から第二十四条までの改正規定並びに附則第三百五十七条から第二十六条までの改正規定並びに附則第三百七十七条から第二十八条までの改正規定並びに附則第三百九十七条から第二十条までの改正規定並びに附則第四百一十七条から第二十二条までの改正規定並びに附則第四百三十七条から第二十四条までの改正規定並びに附則第四百五十七条から第二十六条までの改正規定並びに附則第四百七十七条から第二十八条までの改正規定並びに附則第四百九十七条から第二十条までの改正規定並びに附則第五百一十七条から第二十二条までの改正規定並びに附則第五百三十七条から第二十四条までの改正規定並びに附則第五百五十七条から第二十六条までの改正規定並びに附則第五百七十七条から第二十八条までの改正規定並びに附則第五百九十七条から第二十条までの改正規定並びに附則第六百一十七条から第二十二条までの改正規定並びに附則第六百三十七条から第二十四条までの改正規定並びに附則第六百五十七条から第二十六条までの改正規定並びに附則第六百七十七条から第二十八条までの改正規定並びに附則第六百九十七条から第二十条までの改正規定並びに附則第七百一十七条から第二十二条までの改正規定並びに附則第七百三十七条から第二十四条までの改正規定並びに附則第七百五十七条から第二十六条までの改正規定並びに附則第七百七十七条から第二十八条までの改正規定並びに附則第七百九十七条から第二十条までの改正規定並びに附則第八百一十七条から第二十二条までの改正規定並びに附則第八百三十七条から第二十四条までの改正規定並びに附則第八百五十七条から第二十六条までの改正規定並びに附則第八百七十七条から第二十八条までの改正規定並びに附則第八百九十七条から第二十条までの改正規定並びに附則第九百一十七条から第二十二条までの改正規定並びに附則第九百三十七条から第二十四条までの改正規定並びに附則第九百五十七条から第二十六条までの改正規定並びに附則第九百七十七条から第二十八条までの改正規定並びに附則第九百九十七条から第二十条までの改正規定並びに附則一千一十七年法律第一百一号の規定

平成三十一年六月八日法律第四一號

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

四月一日

(政令への委任)

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

別表

取扱機関の所在地域（旧野戦郵便局及び旧海軍用郵便所にあつては、その最後の所在地域）	換算率（1円に対する表示金額）	別表								
		華北	華中及び華南	華東	朝鮮及び台湾	甲	乙	丙	丁	戊
1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円
1円	1円	1円	10円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円
1円	6円	432円	10円	432円	100円	16円	15円			
その他 の地 域	（北 ボ ルネ オ を 含 む。）	旧蘭 領 東印 度諸 島	マ ラ イ 及 び ビル マ	香 港 及 び 海 南 島	華 中 及 び 華 南					